

総行管第359号  
平成30年12月14日

各都道府県選挙管理委員会事務局書記長 様

総務省自治行政局選挙部管理課長

指定施設における外部立会人に関する取組事例について

日頃から、選挙の適切な管理執行にご尽力をいただき誠にありがとうございます。

今回、外部立会人の確保などの取組事例について、別紙のとおり取りまとめました。都道府県において取組状況が異なっているところ、各都道府県選挙管理委員会におかれては、今後の参考とするとともに、引き続き不在者投票の公正な実施を確保するため、指定施設において外部立会人を立ち会わせる取組を積極的に進めるようよろしくお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

選挙部管理課管理第二係

電 話 : 03-5253-5573

F A X : 03-5253-5575

メー ル senkyo.kanri@soumu.go.jp

## 外部立会人に関する取組事例

### 【外部立会人の確保】

- 指定施設を含め地域の実情を熟知していることや外部立会人に求められる公正・中立を確保できることから、民生委員に依頼を行っている。
- 明るい選挙推進委員に依頼を行う他、選挙への関心を持っていただくために20代～30代の若年層についても、募集・登録を行っている。

### 【指定施設へ独自の通知を発出】

- 原則として、外部立会人を最低1人、不在者投票立会人として選任する必要があること、事情により外部立会人を立ち会わせることができない場合には、不在者投票が行われている時間中に、市町村選挙管理委員会の職員の派遣を求めることを通知。
- 投票の公正確保のため、外部立会人の選任が望まれることや、外部立会人を選任しない場合には理由書の提出が必要であることを通知。
- 立会人が不在となる状況を避けるため、2名の立会人を配置することが望ましいこと、そのうち1名は外部立会人とすることを強く推奨することを通知。

### 【指定施設等へ説明会の実施】

- 不在者投票管理事務の打合せにおいて、外部立会人の積極的な導入を依頼するとともに、県老人保健施設協会等の総会に出向き説明。
- 市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を最低1人立会人として選任する必要があることなどについて説明。